

入札説明書(業務)

四万十森林管理署の駐車場変状調査業務に係る入札公告(業務)に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日： 令和 7 年 7 月 14 日

2. 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 四万十森林管理署長 増原 俊光
高知県四万十市丸の内 1707-34

3. 業務概要

(1) 業 務 名 四万十森林管理署駐車場変状調査業務

(2) 業務場所 高知県四万十市中村丸の内 1707-34

(3) 業務内容 四万十森林管理署の駐車場敷地調査、解析・設計業務

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 23 日まで

(5) 入札方法等

① 本業務は、予定価格が 1,000 万円を超える場合、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号(以下「予決令」という))第 85 条の基準に基づく価格を下回った場合、同令第 86 条に規定する調査を実施する業務である。

② 本業務は、予定価格が 100 万円超え 1,000 万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から四国森林管理局が定める価格を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の業務を課す業務である。

(6) その他

① 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34

四万十森林管理署 総務グループ

電話 0880-34-3155

メールアドレス：shikoku_shimanto@maff.go.jp

受付時間：9:00～12:00 及び 13:00～17:00 までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

- ② 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行った IC カードである。

4. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和 7・8 年度の四国森林管理局一般競争参加資格者名簿における建設コンサルタント業務の「測量」・「地質」に係る A 等級、B 等級又は C 等級に格付けされて登録されている者であること。

なお、会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (4) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省令告示第 717 号）に基づき「森林土木」部門の登録を受けていること。

- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記 (3) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 四国 4 県内（四国森林管理局管内）に本店・支店又は営業所があること。

- (7) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した業務のうち、下記に示す同種業務の実績である場合にあつては、業務成績評定通知書の総合評価点（以下「評定点合計」という。）が 60 点未満であるものを除く。

同種業務：林道等の開設に係る測量・設計業務
林道等の災害復旧に係る測量・設計業務
林道等の改良に係る測量・設計業務
地質調査に関する業務

- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- ①技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林-森林土木」又は「建設-鋼構造及びコンクリート」））
 - ②技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））又は（建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」））
 - ③博士（「森林土木」又は「鋼構造及びコンクリート」に該当する部門）
 - ④RCCM（「森林土木部門」又は「鋼構造及びコンクリート部門」）
 - ⑤林業技士（森林土木部門）
 - ⑥上記①から⑤のいずれかの資格を有する者と同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）
- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 森林管理局長等が発注した業務のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間に完了・引き渡された業務の実績がある場合においては、業務成績評定点合計の平均が 60 点以上であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4. (3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4. (1)、(2)及び(4)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札による場合は事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等（配達証明のできるものに限る。以下「郵送等」という。）又は持参により提出すること。（締切日時必着）

① 電子入札システムによる提出の場合：

ア 提出期間：令和7年7月15日から令和7年8月7日まで。

「休日」を除く毎日、9：00～17：00まで。

イ 提出方法：

電子入札システム申請書画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）、「資料」（表紙1、別記様式2～3）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、申請書及び資料の合計ファイル容量がシステムの容量を超える場合には、原則として電子メールで提出すること。

この場合、必要書類の一式を電子メール（メール送信容量は7MBのため、複数回にわけて送信すること。以下同じ）で提出するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書及び資料として送信すること（締切日時必着）。

- ・電子メールで提出する旨の表示
- ・書類の目録
- ・書類のページ数
- ・送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号、メールアドレス

電子メールの送信先は次のとおりとする。

上記3. (6)①と同じ。

メールアドレス：shikoku_shimanto@maff.go.jp

ウ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション（PDF形式、JPEG形式、GIF形式）
- ・圧縮ファイルZIP形式

② 紙入札による提出の場合

ア 受付期間：令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 8 月 7 日まで。

9：00～12：00 及び 13：00～17：00 までとする。（休日は除く。）

イ 受付場所：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1 7 0 7 - 3 4

四万十森林管理署 総務グループ

電話 0880-34-3155

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種業務の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種業務の経験については、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種業務の実績」（別記様式 2）、「配置予定技術者の状況」（別記様式 3）に記載する業務が平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了した森林管理局長等の発注した業務である場合にあっては、当該業務に係る業務成績評定通知書等の評定点合計を証明する写しを添付すること。

① 業務実績

上記 4. (7)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別記様式 2 に 1 件記載すること。

② 配置予定の技術者

上記 4. (8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験等を別記様式 3 に 1 件記載すること。

なお、配置予定の技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

③ 契約書の写し

①の同種業務及び②の配置予定技術者の経験においては、実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。契約書の他に業務計画書等の当該業務の内容（同種業務の実績及び予定技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等を含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 7 年 8 月 13 日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

- ① 申請書、資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和7年8月20日 17時00分
- ② 提出先： 四万十森林管理署 総務グループ
電話：0880-34-3155
メールアドレス：shikoku_shimanto@maff.go.jp
- ③ 提出方法： 原則として電子メールとする（提出期限必着）。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年8月26日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

- ① 閲覧期間：回答を行った日から7日間。
- ② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html)

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申立てることができる。

- ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日間（「休日」を除く。）以内
- ② 提出先：(1)の②に同じ。
- ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

7. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 受領期間：公告日の翌日より入札執行日の5日前（「休日」の場合は前日とする。）まで。
- ② 提出先：四万十森林管理署 総務グループ
電話：0880-34-3155

メールアドレス：shikoku_shimanto@maff.go.jp

③ 提出方法：電子メールによる（様式自由）。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により回答する。また、質問及び回答書の写しを四国森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

8. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年8月20日14時00分。

(2) 紙入札方式により持参による入札の場合は、令和7年8月20日14時00分までに四万十森林管理署3階会議室へ持参すること。

(3) 開札は、令和7年8月20日14時00分に四万十森林管理署3階会議室にて行う。

（ただし、(1)、(2)及び(3)について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。）

(4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

9. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、入札前に確認しなければならず入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 免除

(2) 契約保証金： 納付(保管金の取扱店 日本銀行高知支店)。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁四国森林管理局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

11. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年7月四国

森林管理局)に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

12. 入札の無効

①入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札、②その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、③無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

上記①又は②の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

13. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公平な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められたときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の物のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合並びにくじを引かないものがある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- (3) 予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、(4)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (4) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延期は行わない。

14. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で入札がなされた業務については、次の(1)から(5)について実施するものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施後に第三者による照査を受注者の負担において実施するものとする。

また、受注者は、照査結果の報告等に第三者照査者の同席を求めるものとする。

- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐するものとする。

- (3) 配置予定技術者とは別に、以下の①から③までの全ての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」（様式自由）、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出することとする。

その上で、全ての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について、同種業務について同一件数以上の実績を有する者。
 - ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資料を有している者。
 - ③ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。
- (4) 業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者が出席するものとする。
- (5) 当該業務の不備により四国森林管理局に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。
- また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

15. 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から四国森林管理局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）により、その価格を下回った場合は、「上記14. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものとする。
- (2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

16. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17. 支払条件

前金払の有無：（有）

18. 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：（無）

19. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、上記5. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。
- (3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで稼働している。
- (4) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時30分（12時から13時までを除く）

電話：048-254-6031

メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙

(紙契約方式への変更承諾願 記載例)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

四万十森林管理署長 増原 俊光 殿

住 所

商号又は名称 ○○株式会社

代 表 者 代表取締役社長

○○ ○○

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の○○○○○○○○業務について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します